



## 出退勤の不正処理及び超過勤務の虚偽申請について

杉並区子ども家庭部職員（係長 65歳）が、平成30年度から令和2年9月にかけて、出勤簿整理の権限を悪用し、本人が欠勤、遅参及び早退をしていたにもかかわらず、その時間に出勤をしているように出勤簿を処理し、更に実際は行っていない超過勤務を虚偽に申請していました。これにより、不正に出退勤の処理をしていた日数が計64日超、超過勤務の虚偽申請をしていた時間が383時間超に上り、総額約256万円の給与等を不正に取得していたことが判明しました。

なお、不正に取得した給与等については、当該職員が既に全額返還しています。

以上の事実と調査した結果に基づき、当該職員を令和3年1月25日付けで懲戒免職処分といたしました。

### 【田中良区長のコメント】

「このたびの、職員の起こした不正行為につきましては、全体の奉仕者たる公務員として到底許されるものではなく、区民の皆様の信頼を大きく損なうものであり、心より深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのようなことがないよう、区役所全体で服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図り、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。」

---

### 【問い合わせ先】

総務部人事課 TEL 03-3312-2111（内線1511）